

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年7月1日

【会社名】 任天堂株式会社

【英訳名】 Nintendo Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 古川 俊太郎

【本店の所在の場所】 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地1

【電話番号】 075-662-9600(代表)

【事務連絡者氏名】 経営統括本部副本部長 武永 豊

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1 KANDA SQUARE 8階
任天堂株式会社 東京支店

【電話番号】 03-5217-3810(代表)

【事務連絡者氏名】 総務本部 総務部部長代理 兼 東京支店長 赤坂 英也

【縦覧に供する場所】 任天堂株式会社 東京支店
(東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1 KANDA SQUARE 8階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社第82期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件
当社普通株式1株につき金1,410円 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件
株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、所要の変更を行う。 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、古川俊太郎、宮本茂、高橋伸也、塩田興、柴田聡、Chris Meledandriを選任する。 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件
監査等委員である取締役として、吉村卓哉、梅山克啓、山崎正雄、新川麻を選任する。 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額について、変動報酬枠を改定し、直近3事業年度（支給対象年度を含む。）の連結営業利益平均値が4,000億円を超過し、かつ支給対象年度における連結営業利益が4,000億円を超過する場合は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）1人あたり直近3事業年度（支給対象年度を含む。）の連結営業利益平均値から4,000億円を減じた額の0.02%以内の額を追加で支給する。 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、新たに譲渡制限付株式付与のための金銭債権報酬を支給するものとし、当該金銭債権の総額は年額1億円以内、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年1,000株以内とする。 |

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	賛成率	議決結果
第1号議案	920,558 個	174 個	29 個	99.72 %	可決
第2号議案	920,441	289	31	99.71	可決
第3号議案					
古川 俊太郎	815,297	105,175	277	88.32	可決
宮本 茂	851,470	66,931	2,349	92.24	可決
高橋 伸也	909,765	8,637	2,349	98.56	可決
塩田 興	909,761	8,641	2,349	98.56	可決
柴田 聡	909,764	8,638	2,349	98.56	可決
Chris Meledandri	916,185	4,296	277	99.25	可決
第4号議案					
吉村 卓哉	846,223	71,997	2,516	91.67	可決
梅山 克啓	884,041	36,433	277	95.77	可決
山崎 正雄	909,722	10,757	277	98.55	可決
新川 麻	817,507	98,176	5,073	88.56	可決
第5号議案	917,589	2,217	953	99.40	可決
第6号議案	894,504	26,214	29	96.90	可決

(注)各決議事項の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案、第5号議案及び第6号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び当該出席株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び当該出席株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。